**馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価方法書の問題点**

**～生活環境に関する問題点～**

**〈騒音〉**

**●航空機騒音の予測方法について**

**方法書では、航空機騒音の実測については何も触れられず（基地がまだできていないので実測できないのは当然のことではあるが・・・）騒音の予測の方法のみを示している。ただ、方法書に示された航空機騒音の予測の方法は、建設を計画している基地から発生する騒音を予測する方法ではなく、現に存在する基地周辺での実測値を元に、騒音の発生する時間帯による補正を加えて騒音被害のレベルを算定する方法である。馬毛島基地が発生させる航空機の騒音を、実測せずにどのようにして予測するのか、方法書では何も具体的な説明がなされていない。**

**◇不確定要素の多い航空機騒音の調査について**

**方法書では、自衛隊機の運用について、「現時点において」とか「具体的な運用については今後決定することになります」とか「今後の検討により変更が生じることがあります」といった文言が使われている。航空機騒音とは、一回ごとの音の大きさを計るだけでなく、騒音の頻度、継続時間、発生時間などが合わさって数値化されるものであり、訓練をする自衛隊機の数や機種、各種訓練の頻度、時間帯など具体的なことが未定のままでは、騒音調査をしても、それは正確なデータとは言えない。**

**●飛行ルート逸脱の問題について**

**方法書には、自衛隊機・米軍機の飛行経路が示されているが、普天間基地での米軍機の飛行実態などからすると、現実にはこのルートからはみ出るものが頻発すると思われる。飛行ルートを逸脱する場合の影響について、方法書では全く触れられていない。**

**〈大気・水質等の汚染〉**

**▽航空機の運航による環境汚染について**

**航空機の運航が、周辺環境の重金属・有害元素汚染を引き起こしていることは、先行の研究等により示されている。ＦＣＬＰ等の航空機の訓練が日常的に行われることになる馬毛島周辺の大気や水質にも、鉛をはじめとする重金属や排ガス中の有害物質による影響が及ぶと考えられる。方法書に示された大気質、水質に関する環境影響評価の項目はかなり限定されたものであり、健康被害が懸念される鉛等の重金属も含まれていない。航空機が放出する有害金属等の物質について、一つ一つ現況調査を行い、基地施設の供**

**用による影響の予測・評価を十分に行う必要がある。**

**▽汚水排水計画について**

**方法書では、「現時点においては、本施設内で生じる汚水を処理するための汚水処理施設（浄化槽）を設置することを想定します。」とあるが、航空機等を洗浄する際に出る汚水は確実に浄化槽で処理されるのか、地中に染み込んだり海に流れ込んだりしないような措置が取られるのかについての説明がない。**

**▽住民の健康に与える影響について**

**近隣住民の生活に対する影響の項目が十分でなく、騒音や大気汚染、恐怖感等による精神的苦痛など、その状況に長期間さらされることによる、住民の心身への影響についての予測調査項目を加えるべきである。**

**〈生業〉**

**〇生業に与える影響について**

**観光業に与える影響、漁業に与える影響等についての調査が盛り込まれていない。**

**▽漁場への影響について**

**港湾施設の具体的詳細は今後検討すると説明されているが、港湾区域の範囲や、岸壁防波堤等の位置構造等が不明のままでは、潮流の変化による漁場への影響など、環境影響評価はできないのではないか。**

**～動植物の保全に関する問題点～**

**〈マゲシカ〉**

**●個体群維持への影響について**

**方法書には、基地建設と供用がマゲシカにもたらす環境影響、特に個体群維持への影響を調査・予測・評価する具体的な方法が示されておらず、マゲシカが存続しうるか否かを判定できる方法が用意されていない。**

**（◆個体群の保全のためには、①自律的密度調節機構を保障する性・齢での生息地の使い分け現象を維持するために、メス及び子の森林部からの追い出しや、多数のオス個体の森林部への追い込みを起こさないこと。②分布中心部での繁殖や子の生残を阻害するような森林部や隣接草地部の撹乱、もしくは両者の連接性を損なうような環境改変をおこなわないこと。が重要である。）**

**☆騒音のマゲシカに与える影響について**

**航空機騒音のマゲシカに与える影響についての調査、予測の方法が示されていない。**

**☆マゲシカの食餌について**

**開発によってマゲシカの餌となるものが減少すると考えられるが、その影響を調査、予測する方法が示されていない。**

**〈動植物全般〉**

**☆動植物への影響予測について**

**方法書には、重要な動植物の現況調査の方法については記述があるが、それらの動植物がどのような影響を受けるかを予測する方法が具体的に示されていない。**

**☆現況調査の確認位置について**

**重要な動植物の確認位置が伏せられているが、どこを調査したのかわからないと、適切で十分な調査が行われたのかどうかがわからない。**

**～文化財保護に関する問題点～**

**〈歴史・文化的な視点〉**

**★歴史・文化遺産の保存について**

**調査項目の中に歴史的・文化的な視点をもった項目を加えるべきである。馬毛島は単なる無人島ではなく、歴史的・文化的に種子島と密接な関わりがあり、かつては人の営みがあった場所でもあるので、石塔やトーチカ、トビウオ小屋などの暮らしの痕跡等も調査対象に加え、記録保存すべきである。**

**〈埋蔵文化財〉**

**★未知の埋蔵文化財について**

**本事業対象地域内に周知の遺跡は存在していないが、地下に存する埋蔵文化財の特性上、対象地域内に未知の遺跡が存在している可能性がある。現に、対象地域内から石器や土器片が出土した記録があり、埋蔵文化財が存する可能性は高い。基地建設に限らず一般の開発事業（道路整備、農政事業など）においても、文化財保護の観点から事前に埋蔵文化財包蔵地の有無や範囲を把握するための分布調査を行い、該当する場合は発掘調査を行うことが求められており、本事業においても同様の手続きを踏むべきである。また、環境影響評価の対象とされていない外周道路についても、当然、同様の手続きを踏むことが必要である。**

**★既知の埋蔵文化財について**

**本事業対象地域外に存在する「王籠遺跡」「椎ノ木遺跡」についても、基地建設により今後の立ち入りが制限されるのであれば、事前に記録保存する必要がある。**

**～その他～**

**〈環境影響評価の対象〉**

**●外周道路について**

**方法書では、外周道路の整備は、島内の大規模な国有地を維持・管理するためのものであり、基地建設事業とは目的が異なる等の理由により、環境影響評価の対象としないとされているが、それが妥当なのか疑問が残る。**

**●港湾施設について**

**飛行場施設以外の施設として港湾施設（係留施設等、揚陸施設、仮設桟橋）の建設が予定されているが、方法書ではその規模について触れられていない。鹿児島県環境影響評価条例によれば、１２０ヘクタール以上の港湾計画は同条例に基づくアセス対象となる。港湾施設の建設は、条例アセスの対象か否かを明らかにすべきである。**

**〈環境影響評価の進め方〉**

**●国民等の意見の反映の仕方について**

**方法書の前書きで示された「環境影響評価の手続きの流れ」には、方法書に対する国民等の意見に事業者がどのように対応したのかをいつ公開するのかが示されていない。アセス法１４条によれば、方法書に対する国民等の意見は準備書に記載されることとなっているが、事業者は調査・予測・評価の作業が一回りした準備書の段階ではなく、作業に着手する前に寄せられた意見を明らかにすべきである。**

**また、過去のアセスの例を見れば、方法書、準備書の段階で示されていなかった内容が評価書に盛り込まれるようなことも起こっている。（例えば、辺野古のアセスでは、方法書、準備書の段階ではオスプレイ配備が隠されていた。）国民等は、評価書が出された段階では意見を述べることができないため、そのような後出しをすべきではない。**

**●環境影響の評価方法について**

**方法書では、すべての環境要素について「環境影響の評価に際しては、環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価します」という言い回しが繰り返されている。「実行可能な範囲内で」という表現は、結論ありきの評価を出す上での弁明になっている側面が否定できない。**

**▲環境影響評価のデフォルトについて**

**馬毛島は、基地誘致を画策した前地権者によって違法な開発が行われ、既に自然破壊が進んでいるため、現況ではなく違法開発前の状態を初期値として影響の評価をすべきである。**

**〇環境影響評価の信憑性について**

**事業を進めたい事業者自身が実行する環境影響評価では、信憑性がない。環境影響評価に関わるコンサルタントは、信頼に足る第三者が選ばれるべきである。**

**▽意見書提出の期間について**

**約５００ページにも及ぶわかりにくい方法書に対する意見を国民に求めるのに、意見書を出せる期間があまりにも短すぎる。まず、住民説明会で出された質問に答えて、不明確な要素をできるだけ少なくした上で、検討する時間を十分に確保する必要がある。**

**●は、桜井国俊先生（沖縄大学名誉教授。翁長知事が設置した第三者委員会の委員として辺野古埋立承認の法的瑕疵を解明。）の指摘からの要約。**

**◆は、立澤史郎先生（北海道大学文学研究院在職。天然記念物奈良のシカ保護管理検討委員。）編集「馬毛島の生物相」より抜粋。**

**▲は、立澤史郎先生の指摘からの要約。**

**〇は、小泉親司氏（安保破棄実行委員会常任幹事。元参院議員。）の指摘。**

**◇は、朝井志歩先生（愛媛大学法文学部准教授。「基地騒音　厚木基地騒音問題の解決策と環境的公正」を執筆。）の指摘からの要約。**

**☆は、尾形之善氏（西之表市文化財保護審議委員（自然）。）の指摘から要約。**

**★は、中園愛氏（西之表市文化財保護審議委員（考古学）。）の指摘からの要約。**

**▽は、市民からの指摘。**